

東京都福祉のまちづくり条例

施設整備マニュアル



令和5年(2023年)10月改訂版



はじめに

東京都は、高齢者、障害者、子供、外国人などを含めた全ての人が安全で、安心して、快適に暮らし、訪れることができる社会の実現に向けて、平成7年に東京都福祉のまちづくり条例を制定し、都独自の整備基準による施設の整備等に取り組んできました。

このマニュアルは、全ての人が施設を円滑に利用できるようにするための「整備基準」について、図解も含めて詳しく解説するとともに、より高い水準である「望ましい整備」についても説明し、事業者や設計者の方々が建築物等を設計する上で必要となる事項を盛り込んでいます。

前回のマニュアル改訂から4年が経過し、東京2020オリンピック・パラリンピック東京大会の開催も契機として、国では、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令」の改正、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」の改訂が行われたほか、都においても「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」の改正など、バリアフリーに関する基準の様々な見直しが図られました。

これらの内容も踏まえ、東京都福祉のまちづくり条例施行規則においても、車椅子利用者用便房や宿泊施設の一般客室、道路、公共交通施設に関する基準の改正を行うなど、バリアフリー化の一層の推進を図ることとし、今回のマニュアル改訂にも反映させています。

このマニュアルが、事業者及び設計者をはじめ、都民の皆様方が、ユニバーサルデザインを基本とした福祉のまちづくりを進める一助となることを期待いたします。

令和5年8月

目次

概要	概-1
1 東京都における福祉のまちづくりの経緯	概-2
2 条例の対象となる施設	概-5
3 施設整備の進め方	概-6
4 事務手続きの流れ	概-7
5 ユニバーサルデザインの考え方に基づく環境整備の手法	概-8
6 利用者の視点に立った情報提供の考え方	概-11
7 このマニュアルの見方	概-12

設計

1 建築物編	1-1
ー 基本的考え方 ー	1-2
I 建築物（共同住宅等以外）	1-21
①移動等円滑化経路等	1-22
②出入口	1-26
③廊下等	1-34
④階段	1-40
⑤階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	1-48
⑥エレベーター及びその乗降ロビー	1-54
⑦特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機	1-64
⑧便所（トイレ）	1-70
⑨浴室又はシャワー室	1-90
⑩宿泊施設の客室	1-96
⑪観覧席・客席	1-110
⑫敷地内の通路	1-116
⑬駐車場	1-122
⑭標識	1-130
⑮案内設備	1-134
⑯案内設備までの経路	1-138
⑰公共的通路	1-144
⑱子育て支援環境の整備	1-150
⑲洗面所	1-156
⑳更衣室・脱衣室	1-158
㉑屋上・バルコニー	1-160
㉒カウンター	1-162
㉓公衆電話	1-164
㉔自動販売機・水飲み器	1-166

②⑤コンセント・スイッチ	1-168
②⑥緊急時の設備・施設	1-170
②⑦手すり	1-174
②⑧床の滑り	1-178
②⑨店舗内の通路や座席	1-182

II 共同住宅等 1-189

①特定経路等	1-190
②出入口	1-194
③廊下等	1-200
④階段	1-204
⑤階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	1-210
⑥エレベーター及びその乗降ロビー	1-214
⑦特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機	1-220
⑧便所（トイレ）	1-224
⑨浴室又はシャワー室	1-234
⑩敷地内の通路	1-238
⑪駐車場	1-244
⑫標識	1-248
⑬案内設備	1-250
⑭案内設備までの経路	1-252
⑮公共的通路	1-256

III 小規模建築物 1-261

－ 基本的考え方 －	1-262
①出入口	1-264
②便所（トイレ）	1-268
③敷地内の通路	1-272

2 道路編	2-1
－ 基本的考え方 －	2-2
①歩道（歩車道の分離）	2-6
②歩道（歩道の有効幅員、勾配）	2-10
③歩道（歩道舗装）	2-14
④歩道と車道との段差（単路部）	2-16
⑤歩道と車道との段差（交差点部）	2-18
⑥歩道と車道との段差（細街路との交差点部）	2-20
⑦車乗り入れ部	2-24
⑧横断歩道	2-26
⑨視覚障害者誘導用ブロック	2-30
⑩立体横断施設	2-36
⑪ベンチ等	2-40
⑫案内・標示	2-42
⑬駐車場（道路附属物としての駐車場）	2-44
3 公園編	3-1
－ 基本的考え方 －	3-2
①出入口	3-4
②園路	3-10
③階段	3-14
④傾斜路	3-18
⑤転落防止等	3-20
⑥休憩所	3-22
⑦野外劇場・野外音楽堂	3-24
⑧公園内建築物・屋内設備	3-28
⑨駐車場	3-30
⑩便所（トイレ）	3-34
⑪水飲み・手洗場	3-44
⑫案内・標示	3-46
⑬ベンチ	3-50
⑭野外卓	3-52
⑮排水溝（ます）	3-54
⑯広場	3-56
⑰修景施設	3-57
⑱遊戯施設	3-58
㉑運動施設	3-59
都立庭園におけるバリアフリー化について	3-60

4	公共交通施設編	4-1
-	基本的考え方	4-2
I	公共交通施設	4-5
①	移動等円滑化経路	4-6
②	出入口	4-8
③	駐車場	4-10
④	コンコース・通路・ホール等	4-12
⑤	出札・案内所等	4-14
⑥	階段	4-16
⑦	傾斜路	4-20
⑧	エレベーター	4-22
⑨	エスカレーター	4-28
⑩	便所（一般用トイレ）	4-32
⑪	便所（車椅子使用者用便房）	4-34
⑫	旅客待合所	4-36
⑬	戸	4-38
⑭	案内板等	4-40
⑮	視覚障害者誘導案内用設備	4-44
⑯	視覚障害者誘導用ブロック	4-46
⑰	手すり	4-50
⑱	券売機	4-54
⑲	休憩施設（ベンチ等）	4-56
⑳	その他の設備	4-60
II	鉄軌道駅	4-61
①	改札口	4-62
②	乗降場（プラットホーム）	4-64
③	軌道の停留場	4-68
III	バスターミナル	4-69
①	バスターミナル	4-70
②	バス停留所	4-71
IV	旅客船ターミナル	4-73
①	旅客船ターミナル	4-74
V	航空旅客ターミナル	4-77
①	航空旅客ターミナル	4-78
5	路外駐車場編	5-1
①	路外駐車場車椅子使用者用駐車施設	5-2
②	路外駐車場移動等円滑化経路	5-3

資料	資-1
1 関連法令等	資-3
1-1 東京都福祉のまちづくり条例	資-4
1-2 東京都福祉のまちづくり条例施行規則	資-9
1-3 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法） 関係	資-98
1-4 高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（東京都建築物 バリアフリー条例）	資-208
2 各種規格等	資-217
2-1 標識、設備及び機器への点字の適用方法（JIS T 0921：2017）	資-218
2-2 触知案内図の情報内容及び形状並びにその表示方法（JIS T 0922：2007）	資-220
2-3 点字の読み方	資-223
2-4 視覚障害者誘導用ブロック等の突起の形状・寸法及びその配列（JIS T 9251： 2014）	資-224
2-5 エレベーターについて	資-228
2-6 公共トイレにおける便房内操作部の形状、色、配置及び器具の配置（JIS S 0026：2007）	資-231
2-7 案内用図記号（JIS Z 8210：2019 抜粋）	資-233
2-8 案内用図記号（JIS Z 8210：2019）以外の図記号	資-236
2-9 色弱者の特性と色の選び方	資-237
2-10 書体について	資-240
2-11 基本寸法	資-242

